

「諸外国の司法制度概要」の説明

- 第5回審議会（平成11年10月26日）における事務局からの説明 -

アメリカ合衆国の司法制度の説明

1 はじめに

アメリカの司法制度の特徴は、その地域主義に由来する多様性にあると考えられる。アメリカの場合、50の州と一つの連邦、つまり51の司法制度があると理解できる。連邦はその意味では51分の1でしかないが、連邦の制度であるだけにそれなりの存在意義と影響力を持っていることは事実であり、これですべてではないにしても、おおまかなことが分かるという意味で、連邦を中心に説明する。

2 裁判所・裁判官

(1) 裁判所

連邦の裁判組織は基本的に三審制をとっている。州の方はかなり個性豊かな構造の裁判組織を持っているが、大体五つくらいのタイプに分かれると言われている。

法制度上、州裁判所の管轄が非常に広いために、実際上もアメリカにおける訴訟の大半は州裁判所の方で処理されている。1998年の概数であるが、一般的管轄権を有する事実審では、州で約3,000万件、連邦で約30万件と言われている。

(2) 裁判官

アメリカの裁判官は、連邦であろうと州であろうと、基本的に弁護士資格のある者から、正確に言えば実務経験のある法曹資格のある者から選ばれている。もっとも法律上は、連邦では弁護士資格を要求はしていない。州レベルではかなりの数の州が弁護士資格のあることを要求している。

アメリカの裁判官の選任方法の特徴は、政治性と地域性ということができる。

政治性は、政治家あるいは選挙民の意向がその選任過程に反映をするという意味である。

地域性に関して言うと、州の裁判所は当然のこととして、連邦の裁判所に関して、基本的にはその裁判官が執務する管轄区域内の土地から裁判官を選ぶという意味で、その地域性が徹底されていると言われている。

アメリカ合衆国の裁判官の選任方法は、連邦の裁判官は、大統領の任命である。州に関しては、立法部による選挙、執行部による任命、及び裁判官の公選という三つのやり方がある。ただ、この三つのやり方のうち、公選以外の執行部と立法部による選任については、裁判官の指名リストを作成するための組織的な仕組みが何らかの形で

存在している。連邦地方裁判所に関しては、大統領と同じ党派に属している上院議員が自分の出身の州の者を候補者として意見を具申し、それを大統領が尊重することになっているが、その上院議員が個人的に諮問委員会などをつくっている例が多いようである。

州に関しては、諮問委員会が幾つかの州でつくられている。

その諮問委員会の構成メンバーは弁護士、議員、市民で、ときどき裁判官も含まれている。メンバー構成の発想としては、法律家の独善を排するという観点から非法律家を委員会に入れる傾向が見られる。

アメリカの裁判官の人事制度に関しては、連邦にしても、州にしても、裁判官の独立の保障という観点で構築されている。いわゆる身分保障が一つであり、もう一つは昇任あるいは昇給という制度がないことになっている。

3 検察官・司法省

日本との比較でいうと、アメリカの検察官制度の特徴として、次の四つが挙げられる。

まず、連邦と州の二重構造になっていることである。そして、刑事犯罪の大半の部分は州法違反であるので、州の検察官の在り方が、アメリカの刑事司法のそれにかかなり大きな影響を及ぼすことになる。

2番目は、アメリカの検察官は政府に属する弁護士と観念されており、検察官が民事事件を担当したりすることがある。捜査と公判に関しては、基本的には公判に重点を置いた形で活動しているようである。

3番目は、キャリア性が極めて稀薄であるということである。10年も10何年もいるということではなく、数年間、自分のキャリアの1ステップとして検察官の職にあるというのが一般的な状況のようである。

4番目は、州の検察官が顕著な地域性を持っていることである。検察官も選挙で選ばれる州が多いようであるが、そうなってくると、言わば選挙民に自分の地域の治安に関してどうやるかという公約を提示して、それを実践するという形で地域性が顕著になってくる。

4 弁護士・弁護士会

弁護士の数が多いこと、及び活動領域が広く、しかも政治や経済に能動的、かつ深く関わっていることがアメリカ弁護士制度の特徴として指摘されている。

この弁護士の数が多いことに関しては共通認識であるが、注意すべき点が2点ある。

一つは、全国的に多いのではなくて、部分的には過剰と過少があると言われている、つまり、弁護士過疎地域がアメリカにおいても問題になっているということである。

2番目は、巨大ロー・ファームのことが言われるが、事務所規模の割合という意味では、個人と少人数の弁護士事務所の方が多数を占める。もちろん共同化が進んでいることは事実である。

それから、弁護士の数が過剰であるために弊害が生じているかどうかに関しては、アメリカ国内ではかなり厳しい意見の対立がある。これは、しばしば政治的な立場の相違を背景にしているようである。

アメリカの弁護士の在り方について、一方では大都市を中心にビジネス化をめぐる弁護士像の揺れが指摘されているが、他方でアメリカの弁護士は依然として地域社会とかコミュニティへの責務意識、奉仕精神が非常に強く、この点が現在においても一つの特徴になっていると思われる。

5 法曹養成制度

ロー・スクールが特徴的な存在である。日本との比較で言えば、その特徴は次の四つである。

まず、法曹資格を得るためにはロー・スクールへ進むことが事実上強制されていることである。

2番目に、日本の司法研修所のような実務訓練機関がないので、その分、ロー・スクールが一定程度、つまり基礎的な範囲で実務訓練的な機能を担っていることである。

3番目に、日本のような法学部がないことである。

4番目に、以上の結果、ロー・スクールでは、一応、理論教育と一定の実務教育が統合された形で行われていることである。

ロー・スクールに対しては、アメリカでは基本的には積極的な評価がなされているが、その課題も少なくないとされている。しばしば、ロー・スクールの教育が必ずしも実務の實踐に役立っていないという実務訓練機関としての不十分さ、あるいは多様な実務の法的需要に応え切れていないという教育の多様性の乏しさ、あるいはロー・スクールの学費の高額化のために進学できる学生が限定されてしまうという危険性があるという指摘もなされている。その点に関する改善努力もロー・スクール側でやっているようである。

6 裁判手続

(1) 民事事件

日本との比較において、その特徴は、いわゆるディスカバリー手続、民事における陪審手続及び不法行為によるピューニティブ・ダミッジ、いわゆる懲罰的損害賠償、この三つが重要だろうと思われる。

このうちディスカバリー手続は、証拠開示と訳されているが、しばしば改革の対象になっており、現在もこの改革が継続的に進められている。また、懲罰的損害賠償に関しては、ここ10年ほど一種の政治問題化しており、ごく最近でも、これについての議論がいろいろと続いている。

ディスカバリーに関して若干補足すると、ディスカバリーの本来の立法趣旨は、不意打ちの防止、事実審理の短縮及び和解の促進という三つである。事実審理の短縮や和解の増加、不意打ちの防止という目的に関しては、一応、達成されていると思われる。しかしながら、これは訴訟前の手続であるが、ディスカバリーにかなり時間を要し、その中で大変な費用がかかってしまうということで、ディスカバリーの乱用をどうするかという観点から、1980年以降のアメリカの民事司法改革が進められている。もちろん、これに対してディスカバリーの乱用という事実自体は一般的ではなくて、普通の事件では問題ないという指摘もあり、ディスカバリーの問題をどのように取り上げ、どのように改革していくかということに関しては、未だに議論の視点が必ずしも明確になっているわけではないと思われる。ただ、連邦最高裁の方としては、ディスカバリーの乱用をいかに防止するという観点から着々と改革を進めているように聞いている。

(2) 刑事事件

刑事裁判手続に関しては、六つの特徴がある。一つは、逮捕手続に関しては、広く無令状逮捕が行われているということである。二つ目に、初回出頭手続という手続である。それから、予備審問という手続によって、証拠開示等の手続や事件回付などが行われている。それから、いわゆる司法取引、有罪答弁の制度、陪審手続を挙げることができる。

これらの一部については、日本にも類似の制度がないわけではないが、アメリカの場合は独自の展開をしていると言っていいと思われる。

今述べた罪状認否手続、いわゆるアラインメントの段階、またはその前後において、

大体刑事事件の80%から90%が処理されて、いわゆるトライアル、事実審理に行くのはその10%前後であると指摘されている。

陪審は、やはりよく知られた制度であるが、アメリカにおいても絶えず議論の対象になっている。陪審が地域の公正な代表になっていないとか、陪審の負担が多いとか、コストがかかる、あるいは誤判が多いのではないかという批判が常に行われている。これを受けてアメリカ国内において、陪審制度に対する様々な改革の議論や試みが行われている。

7 裁判外紛争処理（ADR）

アメリカ合衆国のADRの特徴として、三つ挙げることができると思われる。

一つは、市民レベルの運動、つまりコミュニティー・レベルの運動が先行したものであったということである。これは現在でもそういう傾向がある。つまり、コミュニティーで自らの事件を処理していくという発想がまだ残っているということである。

2番目に、ADRの形態が多様であることである。

3番目に、訴訟手続に対する代替的な処理であるにもかかわらず、訴訟付属型ADRという形で、いわゆる対審構造を持ったADRが開発されて、これがかなり利用されているという面があるようである。

アメリカ合衆国では、1998年10月に連邦ADR法ができて、民事法改革の一貫として連邦地裁を中心にADRを拡充しようという動きがある。

その他、ADRに関しては、仲裁とか調停などというインフォーマルな形態のADRに関しては、手続保障の観点から、AAA（アメリカ仲裁協会）で、プロトコールをつくるなどして改良が試みられているようである。

以上

イギリス連合王国の司法制度の説明

1 はじめに

連合王国というと、我が国では一つの国というように見えるが、司法制度に関しては、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドという3地域において、別個、独立した司法制度をとっている。これは歴史的な統合経緯等からそういう形になっているものである。したがって、司法制度の面においては、統一はなされておらず、言わば昔の地方分権の状態が現在も残っていると言っても良いかと思われる。本資料はその中のイングランド及びウェールズに関して記載している。

2 裁判所の構成

裁判所の構成であるが、英国において、通常、国民が利用している裁判所には、我が国と同様に、ドイツ、フランスのような行政裁判所という司法権に属さないという裁判所はないので、基本的に全部司法権に属している。

我が国の最高裁判所に該当するのが、貴族院であり、それを頂点として、我が国の高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所に該当する裁判所がそれぞれ置かれている。

ただし、英国では、我が国の地方裁判所に相当するのは、高等法院と刑事法院というようになるが、高等法院では民事関係の事件を中心として扱っており、他方、刑事法院は刑事関係の事件のみを扱っている。また、簡易裁判所に相当するところが、強いて言うところ、県裁判所と治安判事裁判所になるが、県裁判所ではやはり民事関係の事件を中心に、治安判事裁判所では刑事関係の事件を中心という形で、刑事と民事ということで、取り扱う裁判所が分かれているという特徴がある。

この裁判所のうち、県裁判所より上の裁判所においては、裁判官はいずれも法曹有資格者であるが、一番下の治安判事裁判所、この裁判官である治安判事のほとんどは、実際は法曹資格を有していない。そういう意味では、全く法曹の専門的教育を受けていない者が裁判官として仕事をしており、しかも、その仕事を無給でやっているという点に英国の特徴がある。

なお、貴族院であるが、これはイギリスの国会の一院である。したがって、立法機能も有している。また、我が国で言う最高裁判所でもあるので、その長官に当たる大法官は、議会としての貴族院の議長でもあり、更に閣僚の一員でもある。そういう意味では、我が国のような、厳密な意味での三権分立というのは実際には英国には存在していない

というのが現状である。

3 法曹資格及び法曹養成制度

英国の法曹資格に関しては、その歴史的経緯等から、バリスタ（法廷弁護士）とソリシタ（事務弁護士）の2種類が存在しており、これは先進諸国の中ではイギリスだけである。

バリスタとソリシタとの違いは、依頼者との関係、裁判所における弁論権の2点にある。

依頼者との関係においては、ソリシタは、当事者から直接事件の法律相談を受けて、事件の依頼を受けることができるのに対して、バリスタは直接事件の当事者から法律相談を受けることができないし、また、事件の依頼を受けることもできない。また、裁判所における弁論権に関しては、ソリシタは、裁判所の中の県裁判所、治安判事裁判所という一番最下級の裁判所における弁論権しかないが、バリスタはすべての裁判所における弁論権が認められている。

このようなソリシタ、バリスタの違いから、弁護士に事件を依頼したいと一般の方が思うと、まず最初にソリシタのところに事件相談に行き、当該事件が高等法院、刑事法院以上の裁判所に係属する場合には、そのソリシタがバリスタに改めて事件を依頼することになる。これは依頼者から見ると、時間も費用もかかるという制度になっている。このようなことから、英国では、現在、裁判所の利用者、司法制度を利用する者の利便を考えて、このバリスタとソリシタの違いを解消する方向に進めつつある。

更にソリシタの業務は、裁判所における訴訟関係業務だけではなく、不動産の登記関係の手続、各種契約書の作成、行政機関への提出文書の作成等、我が国の司法書士、行政書士等が行うような業務も幅広く行っている。ただし、これらの業務に関しては、必ずしもソリシタに独占させる必要はないのではないか、司法制度を利用する者の利便を考えるとということから、既にソリシタの法律業務独占というのは英国では廃止をされており、現在、自由競争になっている。

このようなソリシタとバリスタの違いがあるが、その両者の間には制度上全く上下関係はない。収入面においても、バリスタの方がソリシタより上というわけではない。ソリシタの中には、いわゆる大規模なロー・ファームに勤務している者もあり、その者の収入はバリスタよりもはるかに上というケースもある。

次に、英国の法曹養成制度は、端的に言うと、バリスタとソリシタでそれぞれ別個の

法曹養成制度をとっている。したがって、両者統一した司法試験制度というものはない。なお、アメリカのロー・スクールとは異なり、最終的な法曹資格を取得するためには、このバリスタ、ソリシタともそれぞれ実務研修が必要とされている。

4 裁判官・検察官

裁判官は、無給の治安判事を除いて、いずれも法曹有資格者であり、検察官も同様に法曹有資格者である。いずれもバリスタ、もしくはソリシタから任命されている。

裁判官は、バリスタもしくはソリシタとして実際に法律実務を行ってきた者から、主として40歳以上の法律家の中から任命されている。そういう意味では、我が国と異なり、法曹一元制度が採用されている。ただし、当初から常勤の裁判官というわけではなく、当初は非常勤裁判官、その後の勤務状況を踏まえて、常勤の裁判官や、より上位の裁判所の裁判官に任命されるという仕組みになっている。従前は、上位の裁判所の裁判官はバリスタが独占していたが、最近は、ソリシタも上位の裁判所の裁判官になれるようになってきている。

他方、検察官については、裁判官と違い、法律実務の経験は必要とされていない。バリスタもしくはソリシタになった直後の者でも、直ちに検察官になることができる。ただし、その中でも検察庁の長官だけは10年以上の実務経験が必要とされている。

5 裁判手続

(1) 陪審制

英国の訴訟手続において、我が国と最も異なっているのが陪審制が採用されているという点である。米国の説明の中にも陪審制が触れられているが、英国では、現在、米国と異なり、実際に陪審が行われているのは、刑事事件の事実認定に関する小陪審のみである。一部、民事陪審も名誉毀損等では残されているが、米国と異なり、起訴、不起訴を決定するという大陪審は既に廃止されている。したがって、英国で陪審というと、実際は刑事の小陪審のみを指している。

(2) 民事事件

英国の民事訴訟においても、我が国と同様、当事者主義が採用されている。訴えの提起後、割と米国に似ており、当事者間において、争点整理、証拠収集等の準備手続を行って、これらの準備が整ってから初めて法廷における正式審理、つまりトライアルを行って集中審理、更に判決という手続をとっている。

ただし、トライアルが行われるまでは、従来、英国においては、比較的、裁判所が関与しておらず、当事者の交渉に任せていたという点がある。我が国も現在、争点整理という手続で裁判所が非常に関与しているが、英国では、従前は裁判所は関与していなかったという点に我が国との違いがある。

そのように、トライアル前の準備手続が当事者間に任されていることが、結局、準備手続に時間がかかり過ぎてしまうということで、英国においても、民事訴訟に時間がかかり過ぎるといった批判があった。また、それに伴って、訴訟にかかる費用、特に弁護士費用、これは英国でもいわゆるタイムチャージ制で弁護士料が決まっていることから、費用がかかり過ぎるといった批判もあり、結局、英国の民事訴訟手続は一般人にとって利用しにくいという批判があった。

そこで、これらの問題点を解決するために英国では民事訴訟手続の改正を検討して、1999年4月から裁判官による積極的な事件管理制度が導入され、さらに、いわゆる民事事件を請求額に応じて少額訴訟、ファースト・トラック、マルチ・トラックという3種類の手続に振り分けて手続を行うようにしている。ただし、今年の4月からであるので、その効果はどれくらい上がっているかはまだ定かではないところだろうと思われる。

(3) 刑事事件

刑事裁判の手続の前に、犯罪捜査・訴追の特徴を少し説明する。

我が国においては、検察官のみが犯罪の訴追権限を持っているが、英国では、いわゆる私人訴追主義を現在も採用している。端的に言うと、犯罪の被害者が、この者が犯人と思料すれば起訴ができるという仕組みである。ただし、そうは言いながらも一般私人が捜査を行うことは非常に困難であって、一般には、警察が犯罪捜査を行い、警察が私人の立場で被疑者の訴追を行っている。

また、英国の検察官というのは、そもそもイングランド及びウェールズで全国的な検察庁組織ができたのがつい10年ほど前にすぎない。そういうこともあって、検察官には犯罪捜査権限は認められていないし、また、訴追の権限も検察官としては認められていない。単に、警察により訴追された事件の手続を打ち切る権限等が認められているだけである。

また、被疑者の逮捕は、我が国と異なり、原則として警察による無令状逮捕である。逮捕後の被疑者の身柄拘束時間は、無令状逮捕ということもあって、最長でも96時間である。警察は、その期間内に被疑者を訴追できなければ釈放せざるを得ない。また、

被疑者には当番弁護士が付けられており、取調べには弁護人の立会いが認められているし、取調べ状況はテープ録音がされている。

英国の刑事裁判手続は犯罪の罪名によって3類型に分かれているが、このうち陪審裁判が行われているのは、刑事法院における審理だけである。刑事法院における刑事裁判手続では、起訴状の朗読後、被告人による罪状認否、アラインメントという手続を行って、その結果、有罪答弁があると、たとえ幾ら重大な事件であっても、一切の証拠調べは行わずに、すぐに判決の言渡しの手続に入る。

他方、被告人が無罪答弁をしたときに限って陪審による審理が行われることとなる。その際には、検察側の冒頭陳述、証人尋問、更に弁護側の同じ手続、最後に検察・弁護側双方の最終弁論、裁判官の陪審員に対する説示、その後、陪審による評議を経て、陪審が有罪か無罪かの評決を言い渡す。その後、有罪であれば裁判官の判決言渡し手続ということになる。なお、この陪審の評決、すなわち有罪か無罪かという判断には何ら理由は付されていない。また、その陪審の評決の結果である有罪か無罪かについて、これを不服とする控訴は原則としては認められていない。

このように英国の刑事陪審手続、一般的に英国は刑事陪審裁判と言われているが、刑事法院における審理のみに、しかも被告人が無罪答弁をしたときに限って行われており、実際には大部分の事件は陪審を経ることなく被告人の有罪答弁等で処理されているというのが現状である。

また、英国の陪審制度についても、種々見直すべきではないかという批判が、アメリカと同様に行われている。特に大規模な経済事件については、一般民衆は経済取引等が理解できるのだろうかという疑問は従前からずっと言われているところである。

以上

フランス共和国の司法制度の説明

1 はじめに

フランスは王政からフランス革命を経て共和政、帝政等を経て現在第5共和政権にあり、総人口は我が国の約2分の1である。フランス法の特徴としては、英米法の基礎が今日でも判例法であるのに対し、ドイツ法始め他の大陸諸国と同様に制定法中心の法構造を持っている。

また、フランスの統治機構は中央集権性が強く、大統領の強大な権限を背景としつつも、三権分立の原則に立ち、司法権の独立の原則は憲法上維持されている。

2 裁判所・裁判官

(1) 裁判所

我が国の裁判所は弾劾裁判所を除いてすべて司法権に属する司法裁判所であるのに対し、フランスでは司法権に属する司法裁判所のほかに、司法裁判所から独立し、行政権に位置づけられている行政裁判所がある。更には、司法権にも行政権にも属さない機関としての憲法院がある。

司法裁判所は、第一審だけでも幾つかの種類のものがある。我が国の簡易裁判所に相当する小審裁判所や、我が国の地方裁判所に相当する大審裁判所、重罪院といったものがある。そのほかにも少年の犯した刑事事件を扱う少年裁判所、少年重罪院、商人間の紛争関係事件や企業等の倒産を扱う商事裁判所、労働契約上の個別的紛争事件を扱う労働審判所がある。

このうち、商事裁判所では、商人により選挙された3人の非職業裁判官の合議による審理が行われている。もっとも、1998年の閣議声明によると、2002年までには、職業裁判官と、非職業裁判官のいわゆる参審の形態による紛争解決システムに移行するということが予定されている。

それから、労働審判所でも、使用者及び労働者双方から選挙された非職業裁判官の合議による審理が行われるが、判決が可否同数のときは、新しい口頭弁論期日が開かれ、そこで職業裁判官が関与の上、全審判官の評議の後に判決を下すということになっている。

少年裁判所では、職業裁判官とともに非職業裁判官が加わって審理が行われている。次に、行政裁判所であるが、行政事件一般の第一審である地方行政裁判所、その上

訴審である行政控訴院、行政控訴院の判決に対する上告審であるところの CONSEJO
・デタというものがある。

(2) 裁判官

司法裁判所の裁判官は検察官と同一の職業集団としての司法官を構成している。国立司法学院というところの卒業生から任命され、定年までその職にとどまるキャリアシステムが採用されている。大学教授や弁護士、公務員から直接採用される道もある。

他方、行政裁判所の裁判官は、司法官ではなくて行政官であり、その中核部分は中央官庁等の最上級公務員と同様に国立行政学院の卒業生から採用されている。

3 検察官・検察局

検察官の職務内容は、基本的に我が国の検察官と同様である。ただし、検察局は、司法裁判所である大審裁判所、控訴院、破棄院にそれぞれ所属している点において、行政機構に属する我が国の検察庁とは異なった特徴を持っている。

4 弁護士・弁護士会

弁護士の職務内容についても、基本的に我が国とよく似ている。また、弁護士会が大審裁判所の所在地ごとに自治組織として設けられており、必ず弁護士会に登録しなければ、その職務を行うことはできないという点においても、我が国と同様である。

5 法曹養成制度

我が国の制度と最も大きな違いは、司法官である裁判官・検察官と弁護士とを別々に養成するという分離養成制度を採用していることである。

司法官については、選抜試験の合格者が毎年200名である。合格後、国立司法学院で2年7か月の研修を受ける。この研修ではマン・ツー・マン方式での裁判実務など各種の実務修習が行われている。

弁護士については、州の弁護士研修センターへの入所試験に合格した後、同センターにおいて共通基礎教育と実務修習から成る研修を1年間行い、その研修修了後に、弁護士職適格証明を取得するための試験を受けることが必要となっている。この試験の合格者は1,300人から1,400人である。

この弁護士職適格証明の取得後、弁護士会に研修弁護士として登録し、通常の弁護士とほとんど同等の権限を持って2年間の実務修習を行い、研修センターから研修修了証

明を得て、弁護士会に本登録をすることになっている。

6 裁判手続

(1) 民事事件

民事事件についての特徴は、次の3点になる。

一つ目は、大審裁判所では必ず弁護士を選任しなければならないという弁護士強制主義がとられていることである。

二つ目は、法定額の範囲内の弁護士報酬は、訴訟費用として敗訴当事者の負担になるという制度をとっていることである。

三つ目は、証拠の取扱いであるが、書証が極めて重視されており、我が国と異なり、人証の取調べが行われるということはまれなことである。

なお、迅速性ある解決を志向したフランス特有の制度としてレフェレというものがある。これは公開の法廷で両当事者が対席の上、通常1回の弁論期日で審議が終了する。申立人が相手方を特定の期日に呼び出せるため、弁論期日が開かれる間までの期間が短いことが特徴である。そこでの判断は、あくまで仮の性格のものであり、本案訴訟の結論を拘束しないが、レフェレ発令後、本案訴訟が提起されることは少ないということ、それから、レフェレの申立件数が多いということからすると、実質的な紛争解決機能を相当果たしているものと考えられる。

(2) 刑事事件

検察官が訴追するほか、被害者も私訴原告として予審判事に予審開始請求ができるという点が特徴として挙げられる。

また、被害者は、被告人を、直接、大審裁判所の刑事部に相当する軽罪裁判所に呼び出すこともできる。

それから、その犯罪から生ずる民事不法行為責任について刑事手続において同時に損害賠償請求ができる、いわゆる、附帯私訴というものをとっていることが特徴として挙げられる。

また、職業裁判官が、予審というものに関与する予審制度というもの、これは事実上は重大または複雑な事件に限られているが、こういう予審制度を設けているということも特徴の一つとして挙げられよう。

少年重罪院では、国民から選出された陪審員が審理に参加するという説明がなされているが、この陪審員というのは、実は、裁判官とともに審理、評決を行うというも

のであって、実質的には参審制である。したがって、フランスでは、いわゆる講学上の陪審ではなく参審制が一部に採用されているということになる。

以上

ドイツ連邦共和国の司法制度の説明

1 はじめに

ドイツは、日本とほぼ同じ面積、人口は約8,000万人（日本の約3分の2）の国であり、16の州から成る連邦国家であって、裁判所も、連邦の裁判所と州の裁判所がそれぞれ設置されている。

2 裁判所

憲法裁判所が、連邦と州に設置されている。

憲法裁判所では、我が国と異なり、具体的な事件を離れて、法令一般の憲法適合性を判断する、いわゆる抽象的法令審査権を有しており、また公権力に侵害されたとする国民からの申立てや、市町村などが自治権侵害を理由とする訴えなども行うことができる。

一般の事件については、民事、刑事などを扱う通常の裁判所のほか、「労働裁判所」、「行政裁判所」、健康保険や各種社会保険に関する事件を扱う「社会裁判所」、税金に関する事件を扱う「財政裁判所」など、各分野の裁判所があることは特徴的であり、それぞれ、州の第一審裁判所から、上級審としての連邦の最高裁判所までである。

裁判所の数は多く、また連邦裁判所は、首都に集中することなく、国内各地の5つの都市に分散して設置されている。

3 裁判官

通常事件を取り扱う地方裁判所では、民事事件は原則として3人の職業裁判官で審理し、一定の事件では、1人の職業裁判官と国民の中から選出される2人の名誉職裁判官で審理されることがある。

労働裁判所、行政裁判所、社会裁判所、財政裁判所などでは、職業裁判官と名誉職裁判官とが一定数の組合せで審理を行うシステムがある。

通常裁判所の刑事事件は、第一審では、3人の裁判官と2人の参審員（刑事裁判では、名誉職裁判官のことを参審員と呼ぶ）で行われる。

裁判官は、一般の公務員とは異なる官職とされ、独立した地位にある。

裁判官には、職業裁判官と名誉職裁判官があり、職業裁判官の数は約2万人とされる。

キャリアシステムの職業裁判官は、司法試験と司法修習終了後の国家試験（二回試験）に合格した者から任用される。当初は試用裁判官となるが、その後は、正式に裁判

官に任命される。裁判官は、終身制で、転勤がない。州の裁判官は、州の所管大臣又は州政府により任命されるが、人事について裁判官人事委員会が設けられていることや、給与や市民的自由の点など、独立した地位を保障するための配慮がされている。

名誉職裁判官は、国民の中から選出される裁判官の呼称であり、一定年齢以上の国民から選任され、任期は通常4年程度とされている。その選任にあたっては、例えば、年間12日の通常開廷日を超えて招集されることのないようにその人数を定めるなどの配慮がされている。名誉職裁判官は、審議や合議において、職業裁判官と同様の権利を有し、また、職務の遂行に対しては、一定額の補償がされる。

4 検察官

検察官は、刑事事件の、訴追、公判の維持、捜査等にあたる。公判手続においては公益を代表して刑罰の請求を行い、捜査にあたっては、被疑者にとって不利な事情だけでなく、有利な事情も捜査しなければならない。

検察官の数は、5,000名強とされている。

5 弁護士

弁護士も裁判官と同様に、司法修習を終えて国家試験（二回試験）に合格した者が資格を取得する。

地方裁判所以上の民事事件では、当事者は、必ず弁護士を付けなければならないとする弁護士強制主義がとられている。他方、労働裁判所や、行政、社会、財政裁判所などでは、必ずしもこのような弁護士強制主義はとられていない。

弁護士は、民事事件では、どの裁判所でも活動ができるわけではなく、特定の裁判所、例えば、事務所所在地の裁判所の許可を得て当該裁判所に出廷する。しかし、近年の法改正により、法人組織を設けて弁護士業務を行うことが可能となり、この場合には、複数の裁判所で民事事件の代理人として活動することが可能となっている。

他方、刑事事件では、弁護士はいずれの裁判所でも弁護人として活動することができる。

十分な資力を持たない場合にも裁判手続を利用できるように、訴訟費用援助法や法的助言援助法などに基づき、弁護士費用を含む訴訟費用についての援助や、法律相談に対する援助などが制度化され、利用されている。

弁護士の数は、近年急速に増加し、9万人を超えている。EC統合等の背景もある。

相当数の弁護士が兼職をしているとされる。

6 法曹養成制度

司法試験や法曹養成は、各州毎にそれぞれ実施されている。

法曹資格を取得するには、一般に、州立大学の法学部で4年程度の課程を修了し、司法試験合格後、約2年の司法修習を終えて二回試験に合格することを要する。司法試験も二回試験も、いずれも合格率は7割、8割とかなり高い。

司法試験は、司法修習生の採用だけでなく、法学部卒業試験の機能も有しており、資格試験に徹しているため、合格率も高い。

司法修習生は、公務員として給料を支給されるが、我が国の司法研修所にあたるものはない。修習は、法曹三者のそれぞれの実務修習のほかに、行政機関や、場合によっては、外国での修習を選択することも可能である。

ドイツには、我が国の国家公務員上級職試験にあたる試験がなく、二回試験の合格者は、法曹三者だけでなく、行政官や企業等の様々な分野にも法律専門職として進出しており、法曹三者と行政官、企業の法律専門職を含めて、統一法律家の名で呼ばれる場合がある。民間企業や行政官庁には数万人規模の試験合格者が活動している。なお、裁判官・弁護士等として働くためには、二回試験で上位3分の1程度に入る必要があるとされ、競争は厳しいようである。

7 民事裁判手続

民事裁判の迅速・効率とともに、口頭主義や直接主義を充実させ審理の適正にも資することを目指して、簡素化法が施行されている。できるだけ準備手続を充実させ、1回の期日に集中して証拠調べを行い、判決することが目指されている。その運用の実際については様々な評価がされている。

ドイツでは、区裁判所が原則的な第一審裁判所と考えられるほどに、日常の市民生活の中の多くの事件が区裁判所で扱われている。

民事事件の審理では、裁判所の役割が大きい。

証人尋問では裁判官が主に質問し、弁護士は、証人との事前打合せを行わないほか、証拠収集などの行動を積極的にとることはしないなど、我が国の民事裁判における代理人弁護士の活動スタイルとは異なるようである。

8 刑事裁判手続

捜査の上、事実関係について十分な証拠がある場合には、原則として検察官が公訴を提起し、裁判所の判断を仰がなければならないとされている。起訴法定主義といわれるが、近年、その例外が増えつつあるとされる。

また公判は、実体的真実解明のための職権主義的な手続により審理が進められる。

刑事手続のそれぞれの段階で一定の要件に該当する場合には、必要的に弁護人が選任される国選弁護人制度がある。

刑事裁判は、参審員が職業裁判官と並んで審理する。

参審員は、25歳から70歳未満の国民から、地方自治体が作成した推薦名簿に基づき、参審員の選定委員会を経て選出される。参審員も、職業裁判官と同様の権利を持つとされる。

以上